



2025年2月5日

各 位

会 社 名 株式会社山田債権回収管理総合事務所
代表者名 代表取締役社長 山田 晃久
(コード番号 4351)
問合せ先 取締役管理本部長 田中 光行
電話番号 045-325-3933

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、商号の変更およびこれに伴う定款の一部変更について、本年3月28日開催予定の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

当社は、法務大臣から営業許可を受けた債権回収会社（サービサー）であり、これまでも債務者支援や事業再生に注力して参りました。近年、政府も「再生系サービサー」の活用を推進し、具体的な施策が発表(※)されています。当社は事業再生を支えるサービサーとしての使命をさらに強化し、社会的ニーズに応えるために、今般「再生系サービサー」の理念を反映した商号変更を行うものであります。

※① 2022年9月、経済産業省・金融庁・財務省連名で公表した「中小企業活性化パッケージNEXT」で再生系サービサーを活用した支援スキームの創設が表明されました。

② 2024年7月、内閣府・金融庁・財務省・厚生労働省・中小企業庁連名で『事業者支援の徹底に向けた「再生系サービサー」との連携等について』が各協会等 代表者宛に発出されました。

(2) 新商号

株式会社山田再生系債権回収総合事務所
(英文名 YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE)
(通 称 山田再生系サービサー総合事務所)

(3) 変更予定日

2025年3月31日

※本商号変更は、本年3月28日に開催予定の第44回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記1. に記載の商号変更を行うため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社山田債権回収管理総合事務所</u>と称し、英文では <u>YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE CO.,LTD</u> と表示する。また、通称は、<u>山田サービサー総合事務所</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社山田再生系債権回収総合事務所</u>と称し、英文では <u>YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE</u> と表示する。また、通称は、<u>山田再生系サービサー総合事務所</u>とする。</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年3月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年3月31日(予定)

以上